

静岡県告示第306号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年4月21日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月21日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--------|---|-----------|
| 伊東西伊豆線 | 伊豆市湯ヶ島字外野2665番の3から 伊豆市湯ヶ島字外野2666番の10まで | 令和5年4月21日 |

=====

静岡県告示第307号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年4月21日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月21日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---------|---|-----------|
| 滝ヶ原富士岡線 | 御殿場市神場字北原291番の37から 御殿場市神場字北原318番の6まで | 令和5年4月21日 |